

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

令和6年3月19日

近畿地方整備局長 見坂 茂範

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、土木工事共通仕様書や各種管理基準等の改訂を目的に資料収集・分析を行うものである。

本業務の履行にあたっては、土木工事に係わる各種技術基準や技術革新に関して精通した者が、直轄土木工事の発注に係る技術的な要求事項である土木工事共通仕様書、各種管理基準の見直しを行う必要がある。

このことから、本業務の実施にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類(以下、「参加意思確認書」という。)の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 土木工事共通仕様書等改定関係調査業務
- (2) 業務内容

本業務の主な内容は以下のとおりである。

1. 計画準備

2. 土木工事共通仕様書の改定

土木工事共通仕様書(案)(以下、共通仕様書という。)について、以下の検討を行う。

- ①特記仕様書から共通仕様書への移行の検討
- ②適用すべき諸基準類との整合の確認
- ③共通仕様書等担当者会議資料の作成
- ④共通仕様書等改定版の作成

3. 各種管理基準の改定

土木工事施工管理基準及び規格値(案)、土木工事写真管理基準(案)について、適用すべき諸基準類との整合性について確認し、各種管理基準に反映すべき事項等の検討を行うものとする。

4. 技術管理文書総覧の更新

令和6年1月から令和6年12月までに国土交通省から発出された直轄

土木工事の技術基準に係る文書を収集し、改定・廃止等を把握したうえで過年度にとりまとめた文書とあわせて整理し、「技術管理文書総覧」に反映・更新するものとする。

5. 土木設計業務等共通仕様書に関する資料作成

測量業務共通仕様書（案）、地質・土質調査業務共通仕様書（案）、土木設計業務等共通仕様書（案）について、本省及び各地方整備局等からの改定内容を取りまとめ、新旧表の資料作成を行うものとする。

6. 報告書作成

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

参加意思確認書の提出者は、下記 1) に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記 2) に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。

1) 単体企業（組合を含む）

- a) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- b) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 5・6 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- e) 近畿地方整備局長から当該業務の説明書及び設計図書等の交付を受けた者であること。

2) 設計共同体

上記 1) a) から e) まで（ただし、上記 e) については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和 5 年 3 月 31 日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

本業務の技術的要件等を兼ね備えている特定の者又は参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。

(3) 技術力に関する要件

技術基準の改定に関して、資料収集・分析等を適切に行うための幅広い専門知識を有していること。

なお、令和 3・4 年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務のうち、国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注のテクリス平均業務成績が 60 点以上であること。ただし、100 万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発

建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

- (4) 業務執行体制に関する要件
技術基準の改定に必要な資料収集・分析等を適切に行うための執行体制を確保すること。
- (5) 配置予定技術者に対する資格要件
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況、担当した業務の成績の要件を満たす者であること。
なお、プロポーザル方式による技術提案書の提出にあたり、参加意思確認書に記載された配置予定技術者の変更を認めない。

4. 手続等

- (1) 担当部局
〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番41号
国土交通省 近畿地方整備局 総務部契約課 契約第一係
電話：06-6942-1141
Mail：kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp
- (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法
 - 1) 交付期間 公示日から令和6年3月28日（木）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
ただし、最終日は16時00分まで。
 - 2) 申込先及び交付場所 上記4.(1)に同じ。
 - 3) 交付申込期限 令和6年3月28日（木）12時00分まで
 - 4) 交付方法 電子記録媒体（CD-R等）を持参することにより、電子データにて交付する。
なお、説明書交付希望者は上記4(1)の担当部局へ事前に連絡すること。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法
 - 1) 提出期限：令和5年3月29日（金）16時00分まで
 - 2) 提出場所：上記4(1)の担当部局に同じ
 - 3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等記録が残るもの）による

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和6年4月18日（木）16時00分
- (4) 上記3(1)1(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業（組合を含む）、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記4(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 本業務は、令和6年度予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本業務を取りやめる場合がある。
- (6) 詳細は説明書による。